選　　択　　約　　款

（温水暖房契約）

２０１９年　１０月　１日

佐　渡　瓦　斯　株　式　会　社

目　　次

１．対象となるお客さま…… 1
２．選択約款の変更 …… 1
３．用語の定義 …… 1
４．適用条件 …… 2
５．契約の締結 …… 2
６．使用量の算定 …… 2
７．料　金 …… 3
８．単位料金の調整…… 3
９．その他 …… 4

付　則 …… 4
１．本選択約款の実施の期日 …… 4
２．本選択約款の掲示…… 4
３．本選択約款の実施に伴う切り替え措置…… 4

（別表）
１．料金および消費税等相当額の算定方法 …… 5
２．料金表 …… 6

１．対象となるお客さま

この選択約款は、当社小売供給約款で定める別表第1の地域において4の適用条件を満たすお客さまに適用いたします。なお、この選択約款は当社が定める小売供給約款とあわせて適用いたします。

２．選択約款の変更

（１）当社は，この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、（３）及び（４）のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。

（２）お客さまは，（１）に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は，この選択約款による契約を解約することができます。

（３）この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、（４）に定める場合を除きます。

① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

（４）この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他の選択供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

３．用語の定義

（１）「温水暖房システム」とは、エネルギー源としてガスを使用し、放熱器を複数接続する機能を有する熱源機により、設置した放熱器に温水を供給して暖房を行うシステムをいいます。

（２）「消費税等相当額」とは、消費税法に基づき消費税が課される金額に消費税法に基づく税率を乗じて得た金額、および地方税法に基づき地方消費税が課される金額に地方税法に基づく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

（３）「単位料金」とは、８に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

（４）「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

４．適用条件

温水暖房システムを使用する需要で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

５．契約の締結

（１）この選択約款に関する契約は､当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。

（２）申し込みの際は、所定の申込書により申し込んでいただきます。

（３）契約期間は次のとおりといたします。

①新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として１２か月目の月の検針日までといたします。

②契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として１２か月目の月の定例検針日までといたします。

③契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として１２か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

（４）当社は、本契約の契約期間満了前に解約または小売供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から１年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(５)において同じ）。

（５）当社は、本契約の契約期間満了前に他の契約種別（小売供給約款に定める料金を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

（６）当社は、お客さまが当社とのこの選択約款に基づく契約、他の選択約款に基づく契約または小売供給約款に基づく契約の料金を、小売供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款による使用の申し込みを承諾しないことがあります。

（７）当社は、お客さまが当社とのこの選択約款に基づく契約の料金を、小売供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、小売供給約款の申し込みを承諾しないことがあります。

６．使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

７．料金

（１）当社は、料金の支払いが支払義務発生日の翌日から起算して２０日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を３パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。

なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延伸いたします。

（２）当社は、別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

８．単位料金の調整

（１）当社は、毎月、（２）②により算定した平均原料価格が（２）①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表１（２）のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金＋０．１２２円×（原料価格変動額／100 円）×（１＋消費税率）

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金－０．１２２円×（原料価格変動額／100 円）×（１＋消費税率）

（備　考）

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第３位以下の端数は、切り捨てます。

（２）（１）に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

６７，２２０円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表第６の２（２）に定められた各３か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりプロパン平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算　式）

平均原料価格

＝　（トン当たりプロパン平均価格）×１．０００

（備考）

トン当たりのプロパン平均価格は当社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額といたします。

（算　式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

９．その他

その他の事項については、小売供給約款を適用いたします。

付　則

１．本選択約款の実施期日

本選択約款は、２０１９年１０月１日から実施いたします。

２．本選択約款の掲示

当社は、この選択約款を、営業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の１０日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の選択約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

３．本選択約款の実施に伴う切り替え措置

（１）当社は、２０１９年９月３０日以前から継続して供給し、２０１９年１０月１日から２０１９年１０月３１日までに支払義務が初めて発生するものについては、本選択約款の変更前の選択約款に基づき料金を算定するものといたします。

（２）当社は、（１）に該当する以外のお客さまであって、２０１９年１０月１日から２０１９年１０月３１日までに支払義務が発生するものについては、別表の料金表のとおりといたします。

（別　表）

１．料金および消費税等相当額の算定方法

（１）早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

（２）従量料金は、基準単位料金または８の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

（３）調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

（４）早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします(小数点以下の端数切捨て)。

①早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷（１＋消費税率）

②遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷（１＋消費税率）

２．料金表（消費税等相当額を含みます。）

（１） 基本料金

	適　用　区　分	（円/個）
１か月及び ガスメーター１個につき	０～１４m³	９９０．００円
	１５～３７m³	１，８１５．００円
	３８～７０m³	２，４７５．００円
	７１～２３５m³	３，３４４．００円
	２３６～２３６０m³	５，９４０．００円
	２３６１m³～	３９，４０２．００円

（２）基準単位料金

	適　用　区　分	（円/m³）
１立方メートルにつき	０～１４m³	３３２．４３円
	１５～３７m³	２７３．４１円
	３８～７０m³	２５５．５７円
	７１～２３５m³	２４３．１５円
	２３６～２３６０m³	２３２．１１円
	２３６１m³～	２１７．９３円

（３）調整単位料金

（２）の基準単位料金をもとに８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。